



三田市特別職報酬等審議会答申書

令和6年2月5日

三田市特別職報酬等審議会

令和6年2月5日

三田市長 田村 克也 様

三田市特別職報酬等審議会
会長 久保 慶 明

三田市特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和5年11月28日付三人第71号で諮問のあった標記のことについて審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

三田市特別職報酬等審議会は、学識経験者、各種団体代表及び市民からなる8人の委員構成で、令和5年11月28日に設置され、発足した。本審議会は、市長、副市長、教育長の給料額並びに市議会議員の報酬及び政務活動費の改定に関し、その適正な額等について市長から諮問を受けた。

審議会の開催については、平成26年に開催して以来9年ぶりの開催となった。このような状況を受けて、本審議会は、提出された資料等をもとに、過去の改定経緯やその間の社会経済状況の変化、一般職の給与改定の状況、県下各市の給料・報酬等の状況の把握に努め、様々な本市を取り巻く状況を踏まえ検討した。

本審議会では結論に到るまでに、各々の専門および市民の立場から慎重かつ率直な意見交換を行った。その結果、下記のとおり答申としてまとめるに至った。

については、答申結果のみならず、本文に記載する審議の経過も十分尊重され、今後の行政運営に活かされるよう要望する。

2 審議会の開催状況

第1回審議会 令和5年11月28日

第2回審議会 令和5年12月21日

第3回審議会 令和6年 1月17日

3 結論

総合的な見地から審議した結果、市長等常勤特別職の給料額及び市議会議員の報酬額については、「引き上げ」と「現状維持」の両論併記とし、また政務活動費については、現状維持が適正であると判断した。なお、詳細については後述することとする。

(1) 市長等特別職の給料額

下記の通り、「副市長、教育長引き上げ」もしくは「すべて現状維持」

【副市長、教育長引き上げ】

	現行の月額(円)	改定後の月額(円)	改定額(円)	改定率(%)
市長	982,000	982,000	0	0.00
副市長	785,000	795,000	10,000	1.27
教育長	687,000	697,000	10,000	1.46

【現状維持】

	現行の月額(円)	改定後の月額(円)	改定額(円)	改定率(%)
市長	982,000	982,000	0	0.00
副市長	785,000	785,000	0	0.00
教育長	687,000	687,000	0	0.00

(2) 市議会議員の報酬額

下記のとおり「引き上げ」もしくは「現状維持」

【引き上げ】

	現行の月額(円)	改定後の月額(円)	改定額(円)	改定率(%)
議長	636,000	637,000	1,000	0.16
副議長	549,000	550,000	1,000	0.18
議員	500,000	501,000	1,000	0.20

【現状維持】

	現行の月額(円)	改定後の月額(円)	改定額(円)	改定率(%)
議長	636,000	636,000	0	0.00
副議長	549,000	549,000	0	0.00
議員	500,000	500,000	0	0.00

(3) 政務活動費

	現行の月額(円)	改定後の月額(円)	改定額(円)
政務活動費	60,000	60,000	0

4 審議の経過

(1) 審議にあたっては次の資料を参照し、様々な角度から検討を行った。

- ①三田市における財政状況、収支見通し
- ②三田市における報酬等の改定経過
- ③三田市における特別職給料額、議員報酬額・活動状況
- ④三田市における一般職給与改定状況推移・給与状況
- ⑤三田市における市長・副市長・教育長の給料額割合の状況
- ⑥三田市における議長・副議長・議員の報酬額割合の状況
- ⑦三田市における会派別政務活動費の執行状況
- ⑧特別職報酬額等の状況（兵庫県下・類似団体）
- ⑨特別職（市長・副市長・教育長）給料額平均割合の状況（兵庫県下・類似団体）
- ⑩議員（議長・副議長・議員）報酬額平均割合の状況（兵庫県下・類似団体）
- ⑪政務活動費の状況（兵庫県下）
- ⑫国の統計に基づく消費者物価指数、給与指数の推移

(2) 審議にあたり考慮した要素

本審議会では特別職の報酬等について検討するにあたり、次の点について考慮した。

- ① 月例経済報告によると、雇用・所得環境が改善する下で景気は緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引締めに伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされており、今後の経済状況の動向は依然として厳しい状況が続くと考えられる。
- ② 令和5年度人事院勧告において、国家公務員一般職の月給を平均1.1%、期末・勤勉手当を0.1カ月分引き上げる勧告が出された。
- ③ 本市の財政状況は、「行財政構造改革」の取り組みにより一定の成果を挙げ、健全財政を維持している。しかし、今後10年の財政収支見通しでは、市税収入の減少、社会保障費、公共施設維持管理費の増加等により収支不足が見込まれ課題もある状況である。
- ④ 特別職の報酬等の決定にあたり、基本的な考え方として、報酬等が職務の責任の大きさや他団体等との均衡に配慮したもの、物価など社会情勢の状況変化に対応するものであることとした。
- ⑤ 市長と議員については、選挙により選出された特殊性を考慮し、他団体とのバランスについても重視した。

- ⑥ 他団体との比較においては、人口規模、財政規模、その他の状況から下記の自治体に注目して比較検討した。
- (ア)行政圏域を考慮して阪神各都市[6市]
 - (イ)兵庫県下各都市[27市]（神戸市除く）
 - (ウ)全国類似団体のうち近畿圏内の各都市[12市]

(3)市長等の給料にかかる考え方の整理

- ① 市長等の給料とは、市民のためのその働きに対して市民の貴重な税によって給料を支払われるものである。今回、給料額の決定・判断にかかる根拠について、いろいろな角度から検討したが、数字の積み上げ結果だけを判断の拠り所にするのではなく、市民の納得性も重視する必要があるとした。
- ② 令和5年度の一般職給料月額、前回の答申が出された平成26年度と比較し増額となっている。
- ③ 市長等のその時々、政治的な判断により特例的に行われている給料等の自主的な減額措置（いわゆる自主カット）は、引き続き今回も考慮せず、前回の審議会を経て決定された給料額を対象として考える。
- ④ 給料額を導き出すにあたり、まちづくりの業績、貢献度等を加味し、給与の決定に反映できるか否かについて検討したが、それぞれの業績を測る指標の設定が困難であったことから、本市の過去の検討例を参考にし、他団体との均衡を重視した。
- ⑤ これまで、市長・副市長・教育長の職責や負担の大きさを、市長を100%として、副市長を80%、教育長を70%の割合とし給料額を決定してきた。この割合も定着してきたところであるが、この割合の適正について他団体の平均割合と比較し検討した。

(4)議員報酬及び政務活動費にかかる考え方の整理

- ① 議員報酬の考え方について、議員職は専門化の傾向があり、その報酬も生活給的な要素が強まっている。また、議員の専門職としての職務を遂行することを目的に、報酬の一定水準を確保しておく必要がある。
- ② 報酬額の検討にあたり他市の状況やそのあり方を研究したところ、かつて、昭和37年に自治省行政局長内簡において「議員報酬額は、部長級の間程度を基準として定めることが適当である」との見解があり、それを参考にしながら本市の場合を検証した。その結果、議員報酬額500,000円は部長級の平均額501,400円と比較して少し下回るものであった。

- ③ 一般職部長級の給料月額が448,300円であり、前回の答申が出された平成26年度と比較し3,700円増(0.83%増)となっている。
- ④ 議員の活動状況は、議会への要出席日数を全国市議会議長会による「市議会の活動に関する実態調査結果」に示された日数と比較した。令和4年の本市議員の議会出席日数が190日であり、活動状況は、他団体と比較しても活発であると言える。
- ⑤ 政務活動費は、議員活動の基礎であり、政策の立案、重要課題の審議等事前の調査活動に対して支出されているものである。令和4年度の執行状況は、80%と前回の答申が出された時の執行率と比較するとコロナ禍の影響もあり低くなっている。直近数年の活動はコロナ禍の影響など制限された中での活動状況であることを鑑みると、執行状況だけでは政務活動費を有効に活用しているか、また額が適正であるか判断しがたい。

(5) 審議の結果

① 市長等常勤特別職の給料額

市長等常勤特別職の給料額については、物価など社会情勢の状況変化、本市の財政状況、一般職の給与改定状況や他団体との均衡、また市長・副市長・教育長の職務と職責及びこれに対する給料を考慮し検討した。

市長の給料額については、物価高騰や民間賃金水準の上昇等引き上げる要素はあるが、他団体と比較すると、兵庫県下平均（神戸市除く）、全国類似団体平均を上回る水準であることから、現状維持が妥当であると判断した。

一方、副市長、教育長の給料額については、他団体と比較して低い水準であること、またこれから「子どもを核としたまちづくり」を進めていくにあたり教育行政を担う教育長の職責は大きいことから引き上げるべきであるとの意見となった。

これまで本審議会では、市長・副市長・教育長の職務・職責割合を市長100%、副市長80%、教育長70%とし、その割合に応じて給料額を決定してきた。しかし、先述のとおり市長は現状維持、副市長・教育長は引き上げるべきであるとの方向性のもと、この割合についても検証を行った。検証については、職務や職責の大きさを測る指標の設定が難しいことから、地域性も考慮し兵庫県下平均割合（神戸市除く）と比較した結果、平均割合は100%、81%、71%であり、本市の割合は適正であるという意見もあったが、一方で1%の差異があることから、兵庫県下平均割合（神戸市除く）まで引き上げるべきであるとの意見もあった。

本審議会は、この割合を引き上げるか現状維持かについて積極的に審議を重ねたが、全員の合意に達することができなかった。

よって、本審議会としては、市長の給料額は現状維持が妥当であるとし、また市長・副市長・教育長の職務・職責割合については引き上げもしくは現状維持とすることで、副市長及び教育長の給料額は、引き上げもしくは現状維持の両論併記とする結論に至った。

② 市議会議員の報酬額（議長、副議長も同じ）

議員活動については、今後も一層、議員一人ひとりの活躍と議会活動の活性化が期待される場所である。そのような中で、議員報酬については、議員職は専門化に伴う報酬も生活給的な要素が強まっていることや、議員活動の充実を目的に、一定の水準を確保しておく必要があると考えた。

これまでの本審議会では、議員の報酬額を決定するにあたり「部長に適用される等級の号給のうち、その中間程度」を1つの参考指標としてきおき、本市の状況を検証したところ、議員報酬額500,000円は部長級の平均額501,400円と比較して少し下回るものであり、この部長級の平均額相当に引き上げるべきとの意見もあった。

一方で、物価など社会情勢の状況変化、また、本市の財政状況や一般職の給与改定等を考慮し、さらに、兵庫県下や阪神間等他団体とも比較検討した結果、物価高騰や民間賃金水準の上昇等引き上げる要素はあるが、他団体との議員報酬額比較においては、兵庫県下平均（神戸市除く）、類似団体平均を上回っており、一定の水準を確保できていることから現状維持が妥当であるという意見もあった。

本審議会は、引き上げか現状維持かについて積極的に審議を重ねたが、全員の合意に達することができなかった。よって、本審議会としては、引き上げと現状維持の両論併記とする結論に至った。

③ 政務活動費

政務活動費は、議員活動を活性化する際の根本であり、今後の政策の立案、重要課題の審議等事前の調査活動に対して支出されているものである。

平成29年以降、本市の財政状況等も踏まえ議会独自で政務活動費を削減してきたこと、また令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により制限がある中での活動であったため、これまでの活動状況を踏まえて政務活動費の適正を判断することが難しい。

また、本市の政務活動費は、兵庫県下と比較したところ平均的な額であるため、物価が高騰している状況ではあるが、引き続き限られた範囲の中で調査活動の活性化に期待して、現状維持とする。

5 おわりに

前回審議会においては、「4年ごとの開催も含めてその間隔を検討することを申し添える。」とあったが、今回の審議会は9年ぶりの開催となっている。

今後も引き続き、社会・経済状況等の変化、また人口減少・少子高齢化に伴う市税収入の減少や社会保障費の増加、公共施設維持管理費の増加など本市を取り巻く行財政環境は厳しいものがあり、市が取り組もうとする財政健全化に向けた構造改革の取り組みなど、今後の財政状況の推移を見極める必要も生じると考えられる。

また、報酬額の適正性については、今後のめまぐるしい社会・経済状況等の変化に対して、可能な限りの確かつ迅速に、また、過去の経過も踏まえて検証する中で、報酬額に反映させることが重要であるとともに、特別職等の報酬等は市民の税金によって賄われているものであり、これらの額の決定にあたっては、何よりも市民の感情を考慮し、その理解が得られるものでなければならない。

そのため、今後、本審議会の開催については、市長及び市議会議員の公選職という特殊性も踏まえ、概ね4年ごとに開催することを申し添える。